

編輯部報情閣內

# 週報

十二月十四日號

伸びゆく貯蓄組合  
經濟戰と廢品回收  
ミュンヘン會議後の  
歐洲政局

第一三三號

昭和十二年十一月十四日發行

郵務總局認可

（毎週一圓水曜日發行）

五錢



編輯部報情閣内

# 週報

十二月十四日號

---

伸びゆく貯蓄組合  
 經濟戰と廢品回收  
 ミュンヘン會議後の  
 歐洲政局

---

第一三三號

昭和十一年十月一日發行  
昭和十一年十二月十四日發行

郵便物認可

(每週一回水曜日發行)

五錢

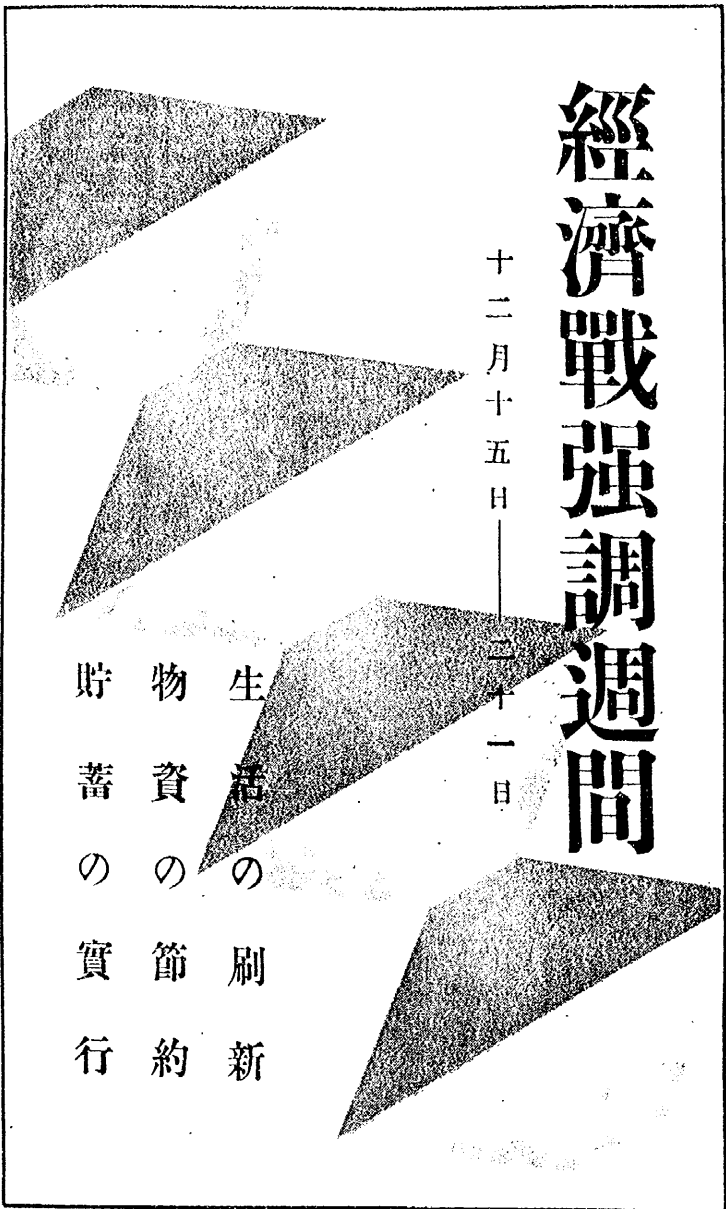
露光量違いにより重複撮影

# 經濟戰強調週間

十二月十五日

二十一日

生活の刷新  
物資の節約  
貯蓄の實行



週

報

第一一三號

伸びゆく貯蓄組合……………国民貯蓄奨励局……………

經濟戰と廢品回收……………商工省……………

自主的海岸軍備充實の急務……………海軍省海軍軍務部長部……………

海島異下におびゆる殘敵……………海軍省海軍軍務部長部……………

ミンヘン(台)會……………

歐州政局……………外務省情報部……………

今般に公布の法令……………内閣官房総務課……………

へ……………

露光量違いにより重複撮影

# 經濟戰強調週間

十二月十五日

二十一日

生活の刷新  
物資の節約  
貯蓄の實行

週

報

第一三號

伸びゆく貯蓄組合……………國民貯蓄獎勵局……………(一)

經濟戰と廢品回收……………商工省……………(二三)

自主的の海軍軍備充實の急務……………海軍省海軍軍事普及部……………(二〇)

海鷲翼下におびゆる殘敵……………海軍省海軍軍事普及部……………(二三)

ミュンヘン會議後の

歐洲政局……………外務省情報部……………(二四)

◇最近公布の法令……………内閣官房總務課……………(二九)

◇週報の友發行……………(三一)





# 伸びゆく貯蓄組合

国民貯蓄奨励局

築える村の標本富山村 (兵庫縣)
わが村の戦時體制 (愛媛縣)
青年軍人會の貯金組合 (新潟縣)
婦人會の公債報國 (熊本縣)
學校の兒童貯金 (北海道)
御嶽村の優良組合 (宮城縣)
貯蓄十年計畫 (香川縣)
家長會貯金の偉大さ (和歌山縣)
勤勞倍加報國貯金 (靜岡縣)

支那事變も愈々長期建設の段階に入ってきた今日、國民もしつかりと腰を据ゑ、どんな困苦缺乏にも耐へて、政府の國策に協力し聖職の目的遂行に邁進して貰はねばならない。わけても戦費調達のための貯蓄は國民一人残らずが、これを勵行して貰はねばならぬ重要國策である。

貯蓄は何と言つても決心の問題である。先づ第一は今日の貯蓄は一身一家のためではなく、國家のためにどうしてもせねばならぬものだといふ信念を持つて貰ふこと、第二は自分の日常生活をよく反省して、進んでは働き出し、退いては無駄を省いて、剩餘を削り出すことである。第三はその剩餘を貯蓄に向け、それを少しは苦しくとも繼續して實行して貰ふことである。

政府がこの運動を起して以來全體としては、國民の理解と熱心な協力の下に大體軌道に乗ってきたので、當局としてまことに感謝に堪へないが、貯蓄の増加にもう一段の奮發を願ふため、今までに當局に集まつた貯蓄組合等の模範的なものを二三御目にかけ、御参考にしたいとさき度いと思ふ。

## 築える村の標本兵庫縣富山村

明治維新の大業なりて  
百政改め四民平等  
明治八年苗字が許され  
農家の頭重しがなくなり  
明治十一年には地租の戻り金  
御代をことほぐ折柄に……  
衣るに衣はなし食ふに物なく、牛馬は賣られて生活の糧に……  
不時の用意は此の時なりと  
馬耳東風と聞きながらし  
屋敷や倉を賣却し  
度重ねたる協議會  
明治三十有五年一月一日より  
その出す量は家ごとに  
集める仕事は生徒の手にて  
積もる数字を樂しみに  
一握りより積める米  
一萬一千九百四……  
日掛貯蓄をおこたらす  
農村娛樂の唯一と

これが村是で、村の歴史をよく物語つてゐる。この部落は戸數六十二戸を有し、人情極めて質朴、風俗又敦厚、貧富の懸隔もさほどなく常に家族的圓滿な生活を營んできたが、明治十七年後、風旱害等のため、稲作殆んど皆無の状態を續けること三ヶ年に及び、概して富裕でない農家の財政は一大打撃を蒙り、疲弊困憊の極、つひに倒産するもの續出し、各地方に出稼ぎするの餘儀なきにいたつた。その結果、戸數もだん／＼減退し、しかも人情風俗もみだれ、時の有志は大いにこれを憂へて改善を期することとなり、まづ一般に貯蓄思想を喚起して永遠の策とすることに腐心、それからといふもの部落民集會の機會を利用して大いに啓發誘導に努めた。

しかし、何と言つても貯蓄思想の幼稚な者が多かつたので、「部落共有金の蓄積」に専念することとし、爾來これを繼續して増殖を圖り、別に又「日掛米の勵行」を企てた。これが唄の文句に織り込まれた「日掛米貯蓄」の動機であつた。

その後今日までに無慮十數萬圓の貯蓄となり、公債消化の基礎をきづいた大きな原動力ともなつたのであつた。いま、少し先人苦闘の跡をたどつてみよう。



この「日掛米貯蓄」は、各等級に應じ、一戸三斗以上七斗迄の範囲でそれ／＼負擔の高を定めると、その集米一日につき二升一合宛となり、この日掛米は賣却されて積立金となる。その積立金は供出數量の多寡に依らず部落本來の性質に鑑み、共存共榮の意味に於て部落民平等の權限あるものとした。ところが日掛米がはじめられた當初の數年間、その効果を疑ひ種々の臆説をなすものもあつたが、赤誠天に通じてか、種々繼續策を講じ、現在は日課のやうにこれを行つてゐる。



積立金の造成や管理には、世話係管理者と監督人とを  
選任し、共有金の處理は  
銀行預金又は肥料購入資  
金に充て、絶對部落民に  
個人貸付をしないことと  
してゐる。  
集米方法は、各戸ごと  
に毎朝主婦炊事の際、そ  
の日に炊く白米の中から  
各自供出量を捻出し、規  
定の竹筒容器に盛つて各

門戸に備へてある棚の上に差出して置く。集米は大抵小學校の兒童で、集米箱を肩に掛けてその木箱に括りつけてある鈴の音をチリン／＼と響かせながら登校前各戸を巡廻する。集米したものはすぐその組の世話係へこれを差出す。

理事機關はいづれも任期各一ヶ年とし、管理者一人、監督人二人、世話係三人、世話係は部落を三區域に分け、一區域に一人づゝ設け、集米並びに賣却臺帳を備へ付け、需要者に賣却した場合は臺帳に明記し毎月末に臺帳と賣却代金を管理者へ提出するのである。管理者は共有金と持分臺帳を保管し、世話係からの金額と臺帳とを調査し、共有金臺帳に月日受入金額世話係氏名を明記し、金融機關に預け入れをするとともにその年度内に増殖した金額を毎年十二月現在戸數に割當て、これを持分臺帳に明記し、翌年一月に總會を開催し一ヶ年の決算報告と各自の持分を報告するものとしてゐる。

監督人は臺帳を監査し、持分臺帳に各自の持分を割當記入するときは必ず立會ひ、又管理者を輔佐したり代理をつとめたりする。

かうした一村一家の赤誠は、今日の時局には直ちに國

家將來の基礎をなす大きな貢獻となるもので、殊に村理事者のたゆまざる努力は洵に敬服に堪へないところである。現在、直接に國民貯蓄獎勵運動に奔走せられる縣當局の推奨して已まない模範村であることも宜なりといふべきであらう。

#### わが村の「戦時體制」

愛媛縣松山市の東方三里ばかりの所に川上村といふ村がある。

戸數千戸、そのうち八百戸は小農家で残りの二百戸は商家である。この村の團體的行動は、全村を四十組に分けた「部落例會」を基礎にしてゐる。例會の歴史は日露戰爭當時に初まるといふから三十幾年を経てゐる。例會日を毎月二十八日とし、完全に習慣に成りきつてゐるので、開會には別に努力も要らなければ苦情もない。三十幾年一回も疎かにされたことはないといふ。うらやましいほど至極圓滿に隣保共助、相互教化の實を擧げ、傳達、納税、産業調査にも利用し、その活動範圍は廣い。

明治四十年、日露戦後の國力育成と、郷土の改善發達をめざして、部落中には「部落貯金」を開始し、例會日に一ヶ

月の貯金を持ち寄るのであるが、今日迄不斷の努力をつづけてゐる。これ等の部落では昭和九年の大旱魃のときも自若として善後處置を講じたため、忽ち生きた教訓となつて全村備荒貯蓄を初め、萌し初めた勤儉貯蓄の美風は次々に各種の貯金を生んだ。例會貯金、備荒貯金、組合定期貯金、賣上貯金等々である。

昭和十二年中の貯蓄の増加は十萬圓の多額に及んでゐる。全く米麥作に依存してゐるこの村で、この數字は決してやす／＼と出来るものではない。

事變が勃發し八十億圓の目標を掲げて國民貯蓄の大運動が提唱され、縣は貯蓄倍加運動を起した。この村でも早速實踐協議會が村内八ヶ所で開かれた。その席上、村長、助役、校長さん達から村民の理解に努めたが、各會場いづれも一戸一人以上の出席者を見、直ちに國民貯蓄組合を作り、全戸加入の成績を見るにいたつた。

まづ生活の合理化刷新から共同散髪、火なしデー、共同夜業、自給肥料の増産等々、消極積極兩面から貯蓄の源泉を生み出すため、日常生活の細いことにまで中合せを行つたが、特に記さねばならないことは、今回の國民貯蓄は「確實ならばどんな方法でもよい」といふ趣旨をよく生

かしてゐることである。即ち、従来の部落貯金、備荒貯金、今回の國民貯金を或ひは郵便貯金とし、或ひは保險とし信用組合貯金として積立ててゐる。そして、一人一人の貯蓄高は毎月組長の手許でまとめて役場に報告する仕組になつてゐる。

一月々々努力の結果は豫期以上の成績を収め、今日では目標達成に何の不安もない。今次の事變に私の事情を押し切つて逸早く國策に沿ひ、しかも合理的な方法を選んで集村邁進するにいたつたのは、以上のやうに村民多年の美風があつたことは固よりだが、この際には村長佃波秀一氏の偉大な徳望と、助役三津山保太郎氏の正しき理解と進る熱誠とがあることを見逃してはならない。三津山助役は朝ぐらうちに農事に従事して後、役場に勤め、二十年前に用ひた衣類を身に著け、自ら作つた草鞋を履いて村内を蹠廻り、身を以て勤儉力行の範を示してゐる。

#### 青年會軍人會の貯金組合

新潟縣長岡市に大正九年合併した川崎部落は、當時都市接續の農村部落であつた關係から、經費がかさむ一

方であつた。そこで青年會では一面精神修養にも資するため「青年會貯蓄組合」を設立した。その方法として青年會費を安くし、その低減額を貯蓄せしめ、或ひは公休日等を利用して會員の協同労働を行ひ、それで得た金を貯蓄に振り向けてきたのである。歐洲大戰に於けるドイツの敗因がその後の崩壊にあつたことを考へ、小學校卒業後三十歳迄を組合員として銑後の強化擴充を圖つた。また軍人分會でも既教育兵は二十年、未教育兵は十二年間脱會を認めないことにして、「奉公袋貯金」を行つてきた。

「青年會貯金」は明年を以て三十年、「奉公袋貯金」は十五年を迎へるのであるが、青年會貯金は昭和八年迄は部長の責任に於て役員會の決議を経て土地の産業資金に運用してきたのだつたが、この間に三回の拂戻を行ひ、現在の貯蓄は昭和九年以來のもので、青年會貯金と奉公袋貯金と合計して金額五千五百圓に達してゐる。

青年會では、貯蓄組合の結果少くなつた事業資金を、以前から積立てた貯蓄資金に依つて購入した公債株券の利子で補給し、大いに事業を起して表彰を受けてゐる。これらの部落民の中堅層の貯蓄に刺戟されて一般部落

民の貯金もだん／＼増加し信用組合貯金も現在十萬圓を突破する状態である。

#### 婦人會の公債報國

婦人團體の活動で大いに貯蓄の實を擧げてゐる一例として熊本縣鹿本郡山鹿町婦人會の活動状況を紹介しよう。

この會は山鹿町在住の主婦を以て組織されたもので、常に文化事業、慈善事業等に活動するので既にその功を認められてゐた。偶々昨年支那事變勃發するや、それ以來特に銑後援に大いにつとめ、毎年一回づつ、本町應召軍人遺家族を慰問し、或ひは熊本衛戍病院に傷病軍人を見舞ひ時には同町幼少女を以て組織する舞踊團を引率してその舞踊を観覽に供し慰問するなど、全員一致協力の努力を續けてゐるが、昨秋愛國公債が發行されると、率先して集團をもつてこれを引受け、大いに婦人奉公の範を示した。

その方法は「國防はまづ寮所より」の趣旨に従ひ、會員は一日一口三錢づつ、節約貯金をすることを申合せ、その口数二千四百三十、人員千三百五十八名が一九と

り、同町山鹿町信用組合と連携して同組合をして愛國公債六萬七百五十圓を購入保管せしめ、日掛で積立てる資金、一口二年二ヶ月分に對し右愛國公債貳拾五圓券一枚づゝの交付を受けることとした。それ以來毎日の集金に一人も怠る者なく頗る成績良好だといふ。このやうな例は、非常時局に直面する婦人の覺醒を物語るもので、集團を以て奉公の誠を致す美談といふことが出来よう。

#### 學校の兒童貯金

北海道石狩郡當別村字青山奥の小學校長松原喜太郎氏の涙ぐましい努力の跡を辿つてみよう。

この「學校の兒童貯金」は、大正十二年四月創始以來既に十五年餘に及び、全兒童はみんな通帳を所持し毎月の預け入れを勵行してゐる。

創始當時は、通帳を所有するものが百餘名中僅かに六名、これとても時たま預け入れるに過ぎない状態であつた。これを對象として、貯蓄理想を達成するには相當の苦心を伴ふことを豫期し、氏は家庭に母を説き途上に父を捉へて、あらゆる機會を利用して兒童貯金に加盟することを乞ひ、しかも兒童各自の通帳作成に要する印章も、



不便の山村ではなか／＼求められず、強ひて購入させれば貯金預入を減殺することになるので、やむを得ず印刻刀を自ら求めて印章を彫刻して與へその奨励を圖つた。

かうまでしても初年の實績は九十八名の児童中六十四名の加盟を得たばかり、百パーセントに達せさせるには前途

なほ遠慮であつた。實際本務の餘暇で印判を作製するとは、素人には容易ならざるものがあつたらう。

とにかく最近にいたるまでに自ら刻んだ印章數二二七個に及ぶといふ。

しかしこの苦心はつひに酬いられて、現在新入學の際父兄は印章と預入金とを用意して、児童をつれて來る状態で、従つて児童も父兄も一般に、所謂世話人らずに児童貯金が勵行されてゐる。

當區内は住民の移動が極めて稀で、小學校卒業と同時に青年團に加入し、連絡も頗る緊密なので「青年規約貯

蓄」もこの好影響を受け、本年の青年團員男女合計百三十餘名もみな預金通帳を所持し毎月預け入れを勵行してゐる。一人の盡力による成果が、この大きな足跡を残したことに心からの敬意を表さなくてはならぬ。

御嶽村の優良組合

宮城縣海岸線の北端に位する農漁村本吉郡御嶽村では、昭和元年以來農事の改良、農業經營、農家經濟の改善を目的に、農家組合の設立普及を圖り、昭和八年更に經濟更生計畫を樹て、その實行に協力し大いに成果を擧げてゐる。貯蓄の奨励についても農家組合を基礎として各、零細な貯蓄を實行し、「貯蓄奨励方針」まで用意してゐる。

(一) 貯蓄の種類口座を多種多様にすること

なぜならば貯蓄額が相當額に達する時は何となく目につき易く拂下げ希望の心も起る。また同一種類の貯蓄を永く繼續する時は年々貯蓄額の低下を來し、或ひは貯蓄心に倦怠を感じしめるから、家長、主婦、青年、老年誰でもが適當な貯蓄計畫を立て各人の名義とすることである。

(二) 組合貯金は集金の回数も多くすること

容易でない。従つて現金を所持せしめてゐることは自然支出を多からしめる。そこで組合員當番制を採用し集金回数をなるべく多くし金の引上げを促進すること。

(三) 日常生活の中から貯蓄を抽出すること

日常生活の中より抽出貯蓄することを要諦とし、小額と雖も毎日々々貯蓄する方法を取ること。

(四) 貯蓄に強制を加味すること

中小農家では貯蓄の必要を説くだけでは到底その目的を達する事が出来ないから、協同的に「申し合せの勵行又は強制」を加味した集金をなし、義務貯金や共同勤勞による蓄積や出荷物賣上げからの天引貯金等をなすこと。

かうした現實に即した方針が貯蓄の種類にどんなに現はれたか。

- 一、組合員貯金……これは義務貯金で、一組合員當り月十錢、毎月十五日班長が取纏め、會長が組合名義で産業組合に預け入れる。
- 二、婦人部貯金……組合員貯金と同様一人十錢、毎月婦人部長名義で郵便貯金をする。
- 三、家産造成貯金……共同勤勞副業收益の一部と、農産物販賣代金の一部とを組合員の最年少家督相續人名義の郵便貯金とする。そして名義人が世帯主となる迄拂下げをしない申合せをしてゐる。

四、和樂治貯金……皇太子殿下御降誕記念に創設し、經濟的生活を合理化し一家和樂以て産を治むることを目的とし、一面ワラジ(草鞋)に通じ節約を意味する貯金である。禁酒禁煙消費節約、各戸に竹筒を備へつけ集金係が毎月三回集金する。

五、家庭袋貯金……家庭袋、即ち「糧福袋」を表現し、毎日炊事の場合一握り又は一盃の白米を別器に取り、炊事は白米の流失焦付等を防ぎ、毎月二回集積秤量出穀量に按分、婦人部員名義で貯金をする。一ヶ年約二石五斗百貫の蓄積となる。

六、汗愛貯金……父母弟妹のために尊き汗を流すことを指導精神とし、休日を利用して勤勞し額に汗して得た小額のものや、或ひは養兎を擔當してその販賣金額の一部を貯金するもので、係の者が毎月二十日迄に集金し、個人名義で組合に預入する。

七、青年更生貯金……本村青年團が、經濟更生計畫に協力する一面として、勞力によつて得たもの、或ひは冗費を節して毎月十錢以上の貯金を勵行し將來の更生に資せしめるもの。

八、備荒貯金……農業生産物中價格の不安定な藪に對し、また運作に對する現金收入の減少を償ふため、或



る程度迄その經營を安定させる必要を認め、満價三十圓以上の場合は一定率の備荒貯金をさせることにし、共同販賣代金中より差引き、係で取纏め貯金し、價格三十圓以下に低落した場合又は違作した場合には經營費に充當し得る程度の拂下げを認める。

九、禁煙禁酒貯金：青年養生を中心に遊法精神を漸養し禁煙禁酒を勵行しその代償としてこの貯金をする。



一〇、卵貯金：家庭養鶏を奨励し水田反當り一羽目標に養鶏し、鶏糞の利用、鶏卵販賣による現金の収入の増加を図り、その幾分を飼育擔當する祖母名義の貯金とする。

一一、貸付資金：香典返しを全廢し、その支出見込額の一部の寄付を資金とするもので、この資金のうち救急醫療費だけは一回五圓以内を即時貸付し得る規定がある。不測の場合を豫期して資金を準備することは活動力のある人達こそ心掛けて置かねばならないものであらう。

右の外、青年部資金、資本金、助成資金、養蠶部資金、公課部資金、負擔償還積立金、交付米返還資金など資金積立に著しい成績をあげてゐる。尙ほ御嶽村風越には「風越貯蓄會」といふのがあり、會員十名で現在貯蓄額百九十七圓のものであるが、設立の動機が青年有志の三十ヶ年後の更生願起の理想に燃えたもので、荒地開發、家運挽回の尊い使命をもち、現在一人の脱退者もなく孜々營々貯蓄達成に邁進してゐる。

貯蓄十年計畫

全村各戸必ず十年間の据置貯蓄をなすことを申合せ、その實現を期するため、最も掛け易い方法で實行してゐるものに香川縣三豐郡麻村勤儉貯蓄組合がある。

この會は、國力の充實、子孫の幸福を圖る目的で全村一致して十ヶ年据置貯蓄を企てたもので、その組織としては同村在住の戸主及びこれに準ずるものを以て會員とし、役員は同村村長が會長となり、副會長は同村吏員より一名を選び、その下に村内を十數區に區分し各區に區長副區長各一名、世話係若干名を置き、いづれも無報酬で貯蓄實行の任にあつてゐる。

貯蓄の方法は會員の一番たやすく出来る夏作、秋作の



夏作には麦一分、秋作には米一分、長の定める額を義務として貯蓄してゐる。尙ほこの貯蓄に限り、据置年限間は會員相互間にとへ貸借があり辨済を受けることが出来ない場合があつても、互にその貯金だけは差押を禁ずることの申合せがある。それだからその成績は益々良好で、日が浅いにも拘らず本年六月現在の貯蓄高は六千九百九十九圓五十三錢といふ好成绩である。

この例などは長期に亙る貯蓄で、しかも全村舉つてやらうとする場合に大いに参考となるものと思ふ。

家長會貯金の偉大さ

「金持と吐月奉は溜るほど汚い」といふ俗言があるが、これは無暗に金を貯める人に對する惡口かも知れない。さりとして金を蓄へるといふことはさう簡單なものではない。しかしその難しい貯蓄も一定の方法で習慣づけられると、初め困つたほどでなく案外容易に出来て行くものであるから、何とかしてまづ続けることが必要である。

その好適例の一つとして和歌山縣海草郡興村家長會といふのがある。この會は民力漸養の目的を以て大正七年頃はじめられたものであつて、その方法は本村各實行組合で産業組合と緊密に連絡し、各戸で一定金額を累積貯金或ひは据置貯金をすることを申合せ、各實行組合に貯金係を置き各戸からそれを取纏め、或ひは毎月の實行組合例會の席上集金をするなど、引續き實行すること約二十年一かうなると例月貯金は會員の間で一つの慣習となり、一人も懈ける者が無いといふ現狀となつた。昭和十二年十二月末現在の貯金額は、据置貯金で十四萬四百二十四圓、累積貯金で一萬六千八百七十三圓合計十五萬七千二百九十七圓といふ好成绩を擧げてゐる。

更に昭和十三年一月から同村産業組合で創設した國債應募を目的とする愛國貯金にも加入し、各實行組合で毎月これを取纏めてゐる。そしてその方法は、毎月六十六

錢宛を貯蓄して三ヶ年に金貳拾五圓の公債に應募するもので、現在その契約高は口數四百二十六口、金額一萬六千五百五十圓といふ成績である。ただし、すべての事は成せば必ず成るものであることの好適例であらう。

#### 勤勞倍加報國貯金

貯蓄といへば、大抵金銭とか米麦とかの現に存在する物の一部を、種々の手段で蓄へて行くといふ消極的方法に據るものが多いのだが、さうでなくて、積極的に農家の寸暇を利用しての勤勞に依つて生み出した物を逐次蓄へて行くといふ異例の方法で、非常に成功してゐるもの一つに静岡縣磐田郡西貝塚勸農社といふのがある。

この組合は明治二十三年、即ち今から五十年前に、備荒と隣保共助の目的で創立されたもので、設立當初は水稻栽培の目的から、水田二反歩を小作として借入れ社員が共同してこれを耕作し、その收穫の中から小作米を納めその残りを賣却して得た代金全部を積立てたから數年で相當の額に達した。そこで當社は借入れてゐた耕地を買受けその收穫全部を金に代へ貯蓄し、更にこれを利殖して今日の成果を擧げるにいたつた。

耕地を購入して組合財産の基礎を作つたほか、山林を

買入れ、これを共同開墾して茶園を作り、社員の分割栽培

に依つて收益の増加を圖り、組合貯蓄の増殖を圖ると共に、他面、隣保共助の精神に則り、社員中不幸な境遇に遭つた者の救済として、その所有地に質権を設けしめて金を貸し、耕作をつげながら更生のみちを誨せしめ、或ひは農業資金の短期貸付けをするなどいろ／＼の方法を講じてゐる。また社員外でも宇内不慮の災害を蒙つたもの及び生計に苦しむ者の救護援助をなし、また廣く社會事業と銃後後援のための寄附をするなど、永年に互り目覺しい成績を擧げつゝ現在に及んでゐる。

現在の組合財産は

- 一、田二反歩(社員共同栽培地)價格約六百圓
  - 一、田六反九畝二十九步(質権を有する土地)價格約千六百六十六圓
  - 一、茶園一町二畝二十七步(社員割當栽培地)價格約四千圓
  - 一、山林一町二畝一步(社有地)價格約一千圓
  - 一、第二回貯蓄債券 十四枚、價格約百四十圓
  - 一、金二千七百七十圓 産業組合預金
  - 一、金千六百六十圓 社員貸付金
- である。



## 經濟戰と廢品回收

商 工 省

屑は重要な資源である

「屑も寶」といふ言葉があるが、全くその通りで、一本の折釘、一枚のボロきれ、一箇の古鍋でも、拾ひ上げられ、ば立派に生れ變る貴重な國の資源である。

實際、釘一本だといつて粗末にはできない。昭和十一年度のわが國の鐵釘の生産高は目方にして約十三萬噸だから、使ふ者の不注意で百本のうち一本の鐵釘が棄てられるとしても、棄て、おけば鐵は錆びて消えて行くから、年に千三百噸、即ち三十六萬貫の鐵材がなくなると想定になる。この三十六萬貫の鐵材があつたら、どれだけ多くの機關銃やタンクや彈丸が造れることだらう。思へば勿體ないことである。

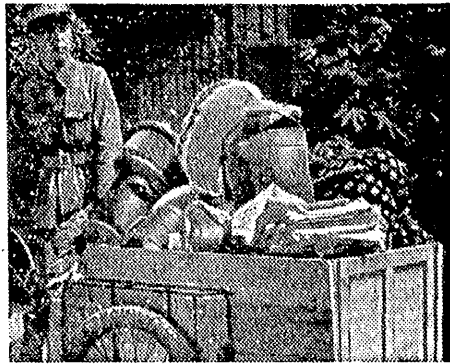
次に銅に例をとつて考へてみよう。銅も軍需品として鐵に劣らぬ大切な物資であることは御承知の通りである

が、銅産國と誇つてゐたわが國も、今は多量の銅材を輸入してゐる有様である。今かりに、全國の家庭が一足の足袋についてゐる六つのこはせを捨てないで獻納したとすると、こはせ一箇の目方は僅か〇・四グラムしかないが、全國では千八百七十六萬世帯もあるから、合計して約四萬五千キログラム、即ち一萬二千貫の銅が回收される結果となり、銅資源不足の折から、これだけの銅があれば、國家としても随分助かるわけである。

こんな數字を見るにつけ、隣つてまた、わが國がこの長期建設の大戰爭を貫徹するために、重大な經濟戰、資材戰に直面してゐる事實を思ひ合せて、われ／＼はとかく無駄にし勝ちな廢品が、いかに重要な資源であるかを認識して、その回收と再生について眞剣に考へる責任を感じずにはゐられない。

われ／＼が當面に回收に努力せねばならぬものはどう





でん積にーカヤリ

廃品を利用することは、事實、直接には軍需品の供給を潤澤にすることにあり、間接にはわが國の國際收支に貢献するのである。

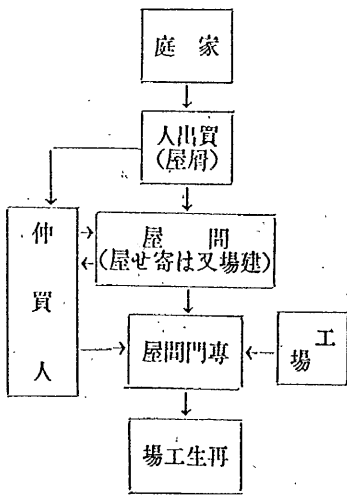
どうして屑を回収するか、さて、廃品の

回収はどうかしたらうまくできるか。まづ家庭ではどういふ心構へで、どういふ工夫をすればよいか。家庭からどういふ経路で処理させるやうになつてゐるか。その實際をながめて見よう。

廃品の回収に當つてゐるのは、御承知の通り、廃品取扱業者である。各家庭を廻つてゐる買出人、所謂屑屋さんと、問屋さんと、その上にある商品別専門問屋とで、そこから再生工場に送られることになつてゐる。實際は

この外にも色々な種類の仲介人やこれに關係する業者があり、取引系統は大變複雑だが、だん／＼能率的に業務は統制されるやうになりつゝある。

左の圖はほんの大體の回収系統圖である。



こゝに最初の問題がある。廃品の回収はかゝいふ業者の手を經ないで、われ／＼の手で、或ひは組合とか、團體とかの手で、回収したらどうかといふ問題である。それはできないことではないが、われ／＼が朝から晩まで一年中休みなしに廃品を探し出して回収するといふことは大變な努力で、素人にはとてもできることではない。だから政府は、原則として業者を指導監督し、鞭撻し

て回収事業に當らせ、たゞ業者の力で集まらないやうな廃品もあるし、採算その他の理由で業者が敢へて集めない場合もあらうと思はれるので、その時は男女青年團等の團體の力を借りるやうな方針で臨んでゐる。

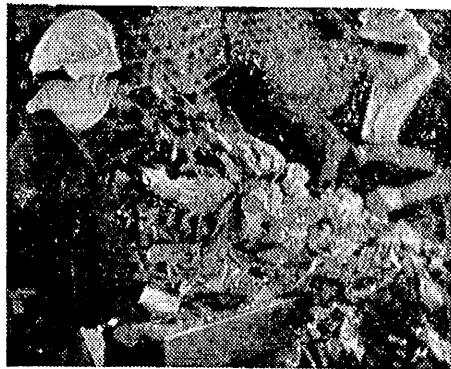
全國の屑屋さんは約三十六萬人、東京だけで二萬五千乃至三萬人といはれてゐるが、まづ家庭に接觸するこの屑屋さんの素質向上、つまり信頼できる屑屋さんにしてこれを國策の線に沿ふやう奨励する努力がはらはれてゐる。各道府縣とも警察署單位に「買出人組合」を作り、買出人(屑屋さん)に腕章、身分證明書などを與へ、組合員として登録し、所謂「國策屑屋」さんが登場したことは御承知の通りである。

そして各府縣單位に「廃品回収委員會」とか「廃品回収懇談會」といふやうな委員會を作り、府縣廳、市町村の係官の外に、業者代表、各團體代表、學校關係者代表等が隨時集合協議して、當面の廃品回収計畫を決定することになつてゐる。府縣によつては、毎月ある日を「廃品回収強調日」と定め、回収運動を實施してゐるところもあるが、かういふ時に、どういふ方法で誰が集め、これをどうして業者に取扱はせるかといふことは、すべてこの委員會で協議決定してゐる。

又この委員會が積極的に活動をしてゐる府縣では、屑屋さんが家庭から買ふ屑の値段を定め、家庭と屑屋さんとの取引の明朗化を自主的に實行してゐるところもある。

このやうな第一線屑屋さんの統制とともに、問屋(關東では建場、關西では寄せ屋といふ)の統制にも乗出し府縣單位の組合が生れつゝある。

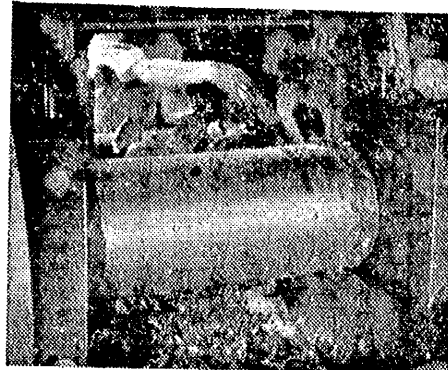
次の専門問屋はボロ、紙屑、ゴム、屑鐵、非鐵金屬屑等の商品別になつてをり大體六大都市に集つてゐる。商工省では、廢品回収の合理化のためかかる業者の統制をもはかり、既に屑鐵に關しては「日本鐵屑統制株式會社」、屑銅に關しては「日本故銅統制



るれさ別選にれぞれそ

株式会社」が結成され、更にゴム、ボロ、紙屑等についても合理的な配給機構が生れる日も遠くはなからう。

かくして無秩序、無統制だった廃品業界も、下は第一線の屑屋さんから、上は専門問屋まで、横の統制もでき、縦の系統も合理化され、業界の自肅自戒と相まつて能率的な活動が展開されて来つゝあることは喜ばしいことである。その結果、家庭の賣値が高くなり、再生工場の買



値が安くなれば結構である。この際、業者に望ましいことは、國策に沿ふといふ自覺の下に、買ひ溜め、賣借しみ、暴利をむさぼることなどのないやうにありたいことである。

#### ちよつとの工夫で廃品報國

かやうに業界は統制されても、廃品回収がいかにか實績をあげるかは、要は廃品を出す側、即ち家庭なり、工場なりの心構へ、努力の如何によつてきまるものである。換言すれば、われわれの一人々々が、廃品回収が國家的に見てどんなに重要であるかを認識し、どれだけ熱心に実行するかにかゝつてゐるのである。

さきに、古釘一本でも、こぼせ一箇でも立派な資源だから回収せよといつたが、古釘一本を屑屋に賣るわけにも行かない。この際こそ、青年團、婦人會、町會などが各戸から集めて取りまとめ賣るのも一法だらう。まつ廢品を捨てないやう、散逸しないやう、家庭に整理箱を用意する必要がある。従來の何でもかでも入れる屑籠の代りに、例へば、紙屑だけ入れる屑箱、金物の屑だけ入れる屑箱、衣類の小切れ等入れる屑箱等を備へておけば有効である。

かうすれば、曲つたり折れたりした古釘ばかりでなく、蓄音機の針、縫針、安全剃刀の刃、ペン先、クリップ、紙などの不用品も立派に活用される日がやつて来よう。

一般家庭や學校、工場、會社などに特に願ひしいもう一つのこと、安いから賣らぬと考へないで不用品を死蔵しないで積極的に賣り拂ふといふ氣持になつてもらふことである。廢品の値段があまり上れば、製造工場への原料が高くなり、その結果、軍需品や輸出品の値段が高くなることにもなるから、國家のため廢品報國をする氣持で積極的に集めて、何でもかでも賣り拂ふやうにとめたい。それは今の今から誰にでもできる國民の務めの一つでもある。

こゝでさらに注意を喚起して置きたいことは、廢物の利用と回収との違ひである。廢物の利用勿論結構であるが、過ぎたるは及ばずで、徒らに重要資源を死蔵させないやうにありたい。例へば罐の古いものを植木鉢にして花を植えてゐる人があるが、あれなどほつて置けば腐るが、賣り拂つて鐵にすれば立派に軍用品となり機械となる。どんな小さな物でも國のお役に立てねばならぬ時である。よく物の價値を考へ、一本の釘も集ればタンクになるといふ點も思ひ合せて回収につとめていたゞきたい。そして廢品を賣り拂つたお金を貯金して國債を買ふのも楽しい計畫の一つだらう。

廢品の回収にはまだ工夫と努力の餘地がある。工場や商店でも随分不注意のうちに屑を捨て、資源を無駄にしてゐるときがある。いまちやうど「經濟戰線調査會」だ。この機會に工場や商店にも廢品委員會でも作つて、例へば工場から出る油のしみたボロ布からも油を回収しよう。工場のゴミの中から金屬の塵芥を回収しよう。さういふ眞剣な研究と努力は是非行はれてほしい。ドイツでは食べかすの肉や、魚の骨は別にして置いて、それから油までとるさうである。

われわれの周圍を見渡して屑が原料として入つてゐないものはない。屑は原料であり、實に資源である。だから廢品を回収することは資源を愛護するに止らず、資源を開發することになるわけである。それは、とりも直さず、長期建設に處する一つの道である。

最後に廢品ほどの位回収されるか。本年九月中に東京と大阪で蒐集された廢品の合計は、數量にして十萬四千二百五十噸、金額にして二千四百九十四萬餘圓であるが、これが大體全國の八割程度と見てよい。「塵も積れば山」といふ諺通り、われわれはこの數字に多くの教訓を見出すのである。

## 自主的海軍軍備充實の急務

海軍省海軍軍事普及部

軍備はもと／＼世界各國間相對的のものである。しかしながら、相對的であると同時に又自主的に計畫さるべきものである。何となれば世界各國共々地球地理的事務を異にし、國情、國民性等軍備計畫の基礎となるべき諸多の事情を異にするが故である。

そも／＼兵力には量と質の両面があるわけである。彼のワシントン、ロンドン兩條約に於ては、各締約國はそれぞれ海軍兵力(艦艇)の量と質と二つながら英米兩國の陰謀通り比率差等主義を濫々ながら容認することになり、十有五年の久しきに亘つて各國相互間の海軍兵力關係を釘付けにされて來たのである。即ち、各國間に各艦種について質的制限協定(排水量、備砲口径等)があれば、各國海軍兵力の優劣は量の比較だけで一目瞭然となるのである。優勢海軍國の比率維持には極めて都合になるわけである。そこに英米の魂膽があつたのである。しかし劣勢比率を押しつけられた國はい、面の皮で、これがため

に、事大主義の支那が日本を輕蔑するやうになつて、遂に滿洲事變や今次事變を惹起するに至つた一つの有力な原因にすらなつたのである。

わが國は周知の通り、ワシントン條約を廢棄し、一昨年ロンドン軍縮會議をも脱退して全く自由無碍の立場に還元した。その時以來、帝國海軍が唱へてゐるのが所謂自主的海軍軍備である。即ちわが國情に即し、わが國民性に適した最も效果的且つ最も經濟的な海軍軍備を整備充實して海上國防の完璧を期せんとするにあるのである。

しかし近代戦は立體的であり、海軍力そのものも亦立體的となつた。空には飛行機があり、水中には潜水艦がある。所要海域の制海權は同時に同海域上空の制空權を必要とする。この點、英國海軍が七つの海を支配すると豪語した舊時代と全く時代を異にするのである。

即ち近代戦に於て海軍力がその全能を發揮せんがためには、有力なる海軍航空兵力をも必要とするのであつて、

米國海軍が「制空權下の艦隊決戦」を主義とする所以も亦こゝに存するのである。

しかしながら、今次事變に於て見るが如く、飛行機が時代を劃する目ざましき活躍をなし得る半面、飛行機そのものの本質上、戰場に相當近い所に飛行基地を持つてゐなければならぬといふ事實を認めなければならぬ。この事は制空權なるものが地域的であることを示すものであつて、いかに航空母艦を基地とする有力なる航空兵力を以てしても、わが航空部隊が米大陸や歐洲の空を制することは不可能であり、わが航空兵力としては東亞の空を制し、わが艦隊と共に西太平洋の空を制し得れば十分であると謂はねばならぬ。しかしてこの事は、わが近海に多數の基地を有するわが航空部隊にとつては實現不可能な夢の如きものでは斷じてない。しかもわが航空部隊は今次聖戰に参加したことに依つて得難き實戰の經驗を得、列強の優秀機とその性能の比較を爲し得たのみならず、外國飛行士の御手並をも拜見する機会に恵まれたのである。しかして航空後進國と見做されて居つたわが國は一躍航空先進國となつたのである。今やわが海軍航空隊は、わが國民性に最適なる所謂自主的軍備の一翼としてその地歩を固めたのである。

そも／＼制空權及び制海權は、いづれも多分に地域

的性質を帯びざるを得ない譯であつて、帝國海軍が、はる／＼米大陸やヨーロッパに遠征し得るなど考へてゐるものは、恐らく日本國民中一人もあるまい。その代り西太平洋に關する限りその制海權を確保することは不當然なる希望でないばかりか、皇國國防上絕對必要にしてしかも實現可能な事である。徒らに軍備の相對性のみを重點を置き、國富大なる英米の大海軍力と拮抗し得ないとなす如き退嬰的思想を抱くが如きは、彼等の宣傳に乗るものであつて、自主的軍備の何物たるかを解せざるものといはねばならぬ。

自主的軍備はあくまで國情に即し、國民性に適した效果的なものでなければならぬ。

しかしてわが海軍力は西太平洋に倭攻し來る如何なる敵國艦隊をも撃滅し得るものでなければならぬ。

故に自主的軍備は、一面列強の海軍軍備との相對關係を維持すると共に、多分に日本的のものでなくてはならぬのであつて、これが即ち自主的軍備なるものである。

今や帝國に課せられたる新東亞建設の偉業は、この自主的にして且つ相對的なる海軍軍備の急速なる充實を基礎とするに非ずんば完成し得ないことをわれ／＼は牢記しなければならぬ。



# 海鷲翼下におびゆる殘敵

## 海軍省海軍軍事普及部

海軍航空部隊は相變らず全支の上空を縦横無盡に翔けめぐり、その鷲翼下に殘敵を縮み上らせてゐる。又揚子江遡江部隊を始め陸戦隊等餘餘の海軍部隊もそれ／＼殘敵を翦滅しつゝ、戰果の保全に努め、以て建設工作に寄與しつゝある現狀である。

### ▼航空戦

**十二月一日**  
海軍航空隊は龍口(山東省濰縣西南)大辛店(同南方)及び塘溝(江蘇省浦東港西方)新浦鎮(蘇州西南)附近を襲ひ、殘敵の據點部、落跡びに陣地を爆破してこれに多大の損害を與へた。

**十二月二日**  
前日に引續き南支方面桂林を攻撃した航空部隊は、同市街南方地區一帯を猛爆して數ヶ所から大火災を起さしめ、軍事施設を潰滅せしめた。

**十二月三日**

中支方面に向つた部隊は、玉山(江西省飛行場中央滑走路を爆破して全く使用不可能とせしめ、又吉安(江西省)攻撃部隊は同飛行場の全面に互り全弾を集中してこれを大破した。南支方面に向つた部隊は、一部をもつて西江方面の偵察攻撃に任じつゝあつたが、高要西方で敵砲艦一隻を認めてこれを攻撃し大損害を與へた。

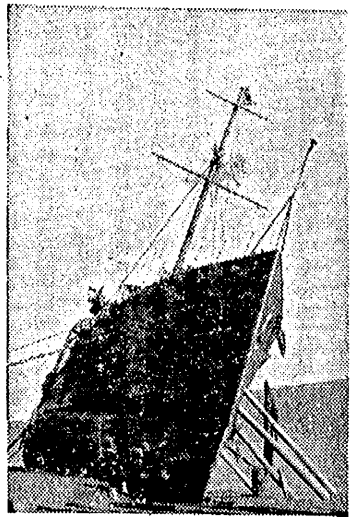
**十二月四日**

中支方面宜昌を襲撃した部隊は、宜昌附近及びその對岸地區に散在する軍需品倉庫數棟を爆破した。南支方面では西江方面で敵軍用油槽船一隻及び敵砲艦(四百トン級)一隻を爆破して兩艦を大破した。

**十二月五日**

南支方面柳州攻撃部隊は猛烈な地上砲火を留して同地飛行場と市街間に散在する倉庫群を爆撃した。うち五棟は黒煙濛々として炎焼し、また他の一つは誘爆したのを認めた。なほ高要方面偵察攻撃に向つた部隊は敵砲艦一隻及び軍用船

一隻を撃沈した。



揚子江岸にたげあつた那砲艦

### ▼江上作戦

**十二月一日**

揚子江海軍遡江部隊は、減水期に達した江上に在つて隨所に浮出する多數の機雷を處分して、全作戦水域に互る清掃を續行し戰果の確保に努力しつゝある。

### ▼陸戦

**十二月一日**

海軍陸戦隊は、去る十一月二十九日から威海衛附近で同地治安隊を作つて進撃を開始し(航空部隊の一部がこれに策應、同

地區一帯に蠢動する殘敵を掃蕩、一舉にしてこれを潰滅し多大の戰果を収めたが引續き威海衛市街の警備に任じつゝある。此の戰闘で我が方死傷四名、敵の損害は遺棄死體二百九十を出し、又鹵獲品は小型野砲五、小銃八十二に達した。

### 寫眞週報

十二月十四日 (第四十四號)

定價 十錢

目次

- ★戰場に木枯寒く
- ★武人に一掬の涙  
わが將兵は支那軍無名戰士の墓を築き、ゆかしくも野菊を手向ける。
- ★漢口と水  
漢口は水飢饉だ、水波み異風景。
- ★經濟戰強調週間  
——長期建設戰だ。忘年會、新年宴會などは断然止めて……。
- ★廢品を生かします。 (大阪戰時市民運動)
- ★獨逸の代用品工業(十九種)  
日本の代用品工業の業者や研究家に必ずよいヒントを與へその手引きとならう。
- ★海の彼方
- ★讀者のカメラ

### 寫眞週報

# ミュンヘン會議後の歐洲政局

外務省情報部

その對策について大いに頭を悩ましてゐるのである。

十一月七日、パリに於て突如として勃發したドイツ大使館のライト書記官狙撃事件が端緒となつて、ドイツに於てはユダヤ人の排斥問題が起り、忽ちその反響が全世界に大きな波紋を呼び起したのであるが、また、フランスに於ては、財政緊急法を繞つて、グラディエ内閣と人民戦線との對立が激化し、遂に全國の大罷業にまで發展し、全フランスは非常な不安の色に包まれたのであつた。

かうした内外の激動せる情勢に處すべき對策を講ずるために、英佛は十一月二十三日、パリに於て英佛會議を開いたのであつた。しかしこの會議の結果は、期待された程の收穫もなく、たゞ兩國共同防衛に關する原則的諒解が成立したことが傳へられて注目を惹いたのであつた。

なほ、英獨國交調整に次いで企てられた英伊の國交調整は、十一月十六日を以て英伊協定の效力の發生を見て、こゝ

チェッコ問題を、世界大戰勃發の寸前で喰ひ止めたミュンヘンの四國會談の結果は、兎も角も、一時、歐洲の緊迫した情勢を緩和し得たのに止まり、ミュンヘン會議に引續いて、英獨、英伊、獨佛及び佛伊間の國交調整の努力が、試みられてゐるにも拘らず、次ぎ／＼と問題が続いて勃發し、歐洲は容易に安定の情勢を見せてゐないのであつた。

即ち、ズデーテン地方の割譲に引續いて、チェッコとハンガリー及びチェッコとポーランドとの間に新國境の確定を見て、中歐に於ける問題は一段落を見たのであるが、チェッコ問題の解決によつて、ドイツのチェッコに於ける支配的の勢力が確立せられ、しかもなほ、バルカンに對するドイツの經濟的進出は益々進歩を示してゐるので、英佛は勿論、ソ聯邦或ひはポーランド等の諸國は、いづれも

に去る四月以來の懸案を解決したのであつた。また、獨佛の間に於ては、英獨宣言に倣つて、十二月六日を以て獨佛宣言が調印されたが、それと併行して行はれてゐた佛伊の國交調整は、十一月三十日、イタリア議會に於て、チェニス問題が起り、端なくもこれが重大化して佛伊の關係が緊張を來し、佛伊の國交は再び悪化せんとするの情勢を呈してゐるのである。

その他、チェッコ問題で孤立したソ聯邦は、チェッコ問題で不満を有つポーランドに働きかけて、ソ波不侵略協定の再確認を宣言させて、俄然、中歐に波紋を起すなど、歐洲は愈々、多事なるを想はせるのである。

## 二

ズデーテン地方のドイツへの割譲とならんで、ポーランドはテッセン地方を要求し、ハンガリーはルテニア地方を要求したのであつたから、ミュンヘン會議が終るや、ポーランド政府は十月一日、チェッコ政府に對してテッセン地方の割譲要求を提出すると共に、二日には同地方へ軍隊を進駐せしめた。また、ハンガリー政府は、十月四日、チェッコ政府に對して同じくハンガリー人居住地域割譲の要求を提出したのであつた。

かくて、ポーランドのテッセン要求に對しては別に問題が起らなかつたが、ハンガリーの要求に對しては、十月六日、ハンガリー、チェッコ兩國代表間に協議が行はれ、十月十日からコマルノに於て交渉を進めることとなつた。然るに、ハンガリーの要求するところは一萬三千平方料、百萬の人口を含む廣大な地域であるのに對して、チェッコ側が割譲せんとするところは僅かに千八百平方料、十五萬の人口を含む狭い地域に過ぎず、兩者の主張があまりに隔つてゐるので、會議は遂に十三日決裂となつた。

他方、ルテニア地方に關しては、ポーランドは、ハンガリーとの共同國境を得んとする希望に基づき、ハンガリーをしてこれをも合併せしめんと策動したのであつたが、チェッコ政府は勿論反對であるし、ドイツも、この波瀾の要求を支持するに至らなかつた。

結局、チェッコとハンガリー間の交渉は獨伊の仲裁に任ずることと兩國の間に一致し、十一月二日、ウィーンに於て、獨、伊外相はハンガリーとチェッコの代表者列席の上、人種的分布に主たる考慮を置いて最終の決定を行つた。この結果、ハンガリーの要求は殆んど全部容れられた。

かくてハンガリー軍は、十一月二日、ウィーン會議の決定と共に即時接收地方へ軍隊を進駐せしめ、また、その前



日の一日には、ポーランドとチェッコとの新國境も確定され、こゝにやうやく、チェッコ問題は最終的の決定を見たのであつた。

### 三

ミュンヘン會議に於て英伊間の國交調整の諒解が成つたので、イタリイ政府は、十月八日、スペインに於ける義勇兵一萬を自發的に撤收する旨を發表したが、これが英國側に非常に好い感じを與へ、英國側は、イタリイのこの態度に酬ゆるべく、十一月十六日を以て、四月以來、行き憚んでゐた英伊協定の效力を發せしむる旨を發表したのであつた。

かくて、英伊協定は七ヶ月振りで效力を發生することとなり、十一月十六日には、ローマ駐劄の英大使はイタリイ國王エチオピア皇帝宛の信任狀を捧呈し、こゝに英國政府は正式にイタリイのエチオピア合併を承認した。次いでイタリイ政府はロンドン海軍協定へも参加を表明したとも報ぜられてをり、英伊の國交は一應回復を見たのであつた。

また、一方、獨佛の間に於ては、獨佛の國交調整を現はすべき、獨佛共同宣言案についての交渉が進められ、十一月末を以て案文の成立を見た。フランスに於ける總罷業等

のために、多少調印が遅れたといはれてゐるが、十二月六日、リップベントロップ獨外相がパリに赴き、ボンネ佛外相との間に調印を終へて、發表されたのである。

獨佛宣言の内容は左の通りである。

- (一) 獨佛兩國政府は、獨佛間の平和及び善隣の關係が、歐洲政局の安定及び一般平和の維持に缺くべからざる要素なすものであるとの確信を共にする。従つて兩國政府は兩國間の關係のよくなる發展を確保するために全力を盡すであらう。
- (二) 兩國政府は兩國間に如何なる領土上の問題も懸念せざることを確認し、現に確定せられてゐる如き兩國間の國境が決定的のものであることを嚴肅に承認する。
- (三) 兩國政府は、各自の第三國との特殊關係の留保の下に、兩國が利害を有する一切の問題につき接觸を保ち、右問題が自今國際紛争に發展する恐れある場合は、相互に協議すべきことを約する。

### 四

以上の英獨、英伊、獨佛の國交調整に加へて、佛伊の國交が調整されれば、この四國の間に親善關係が出来上り、以てミュンヘン會議に於ける歐洲平和への四國の協力が實現することになるのである。従つてこの佛伊の國交調整

は、各方面から頗る重大視されてゐたのである。

佛伊の關係は、殊にスペイン問題に於て非常に惡化し、去る五月、兩國共に大使を召還し、殆んど外交的斷絶にも等しい關係にあつたのであるが、ミュンヘン會議に於て、國交調整の機會を得たので、ミュンヘン會議以後、兩國共にそれを、パリ及びローマに大使を交換し、國交回復の第一歩を踏み出したのであつた。

即ち英伊協定の發効及び獨佛宣言の成立等、英獨伊並びに獨佛間の國交調整の實現に伴つて、佛伊の空氣も漸次良好となり、英伊協定の效力發生が確定するや、英國に先だつて、十一月三日、ローマに於ける佛大使は、イタリイ國王エチオピア皇帝への信任狀を捧呈し、イタリイのエチオピア合併を正式に承認した程で、やがて、獨佛宣言とならんで佛伊の國交回復も實現するであらうと見られてゐたのであつた。

然るに、十一月三十日、ローマの議會に於て、チアノ外相が、イタリイ國民の利益の擁護及び熱誠實現問題について演説した際に、多數の議員が「チュニス或ひはコルシカ」と叫んだことが傳へられるや、俄然、フランスではこれを重大視し、フランスの輿論はこれを以てイタリイがチュニスを合併する要求の表はれであるとして極度に憤慨し、ま

た、英國に於ても左翼系の諸新聞が頻りに書き立てたので、忽ち、佛伊の關係が緊張を見るに至り、問題は頗る重大化したのである。

佛國政府は、問題の起つた翌十二月一日、パリ駐劄の伊大使を招致してその説明を求めたと傳へられ、また、英國政府も、三日、このイタリイの態度を以て、英伊協定に反するものであるとして警告を發したとも報ぜられてゐる。しかも、フランス側の憤慨と相對して、イタリイに於ても、反佛運動の勃發を見てゐる模様であるから、こゝに、佛伊國交調整も、或ひは挫折の已むなきに至るのほかになく、なほ、この佛伊の緊張が發展すれば、やうやく調整を見ればかりの英伊、獨佛、延いては英獨の關係にも重大な影響を及ぼすのであるから、このチュニス問題の成行は頗る重大視されてゐる。

### 五

チェッコ問題の解決は、中歐の情勢に重大な變化を與へたものであり、殊にポーランド及びソ聯邦に取つては相當深刻な問題を殘した。しかも、ソ聯邦に取つては、チェッコ問題に於て孤立した外交的立場を、何とかして回復しなければならぬといふ、切實な憤みがあるわけである。こゝ

に生れたのがソ波接近の工作である。

即ち、十一月二十八日、ソ聯邦及びポーランド政府は、従來の、ソ聯邦とポーランドとの間に結ばれてゐた不侵略條約を再確認したといふ聲明を發表したのであつた。これは、去る一九三五年の佛ソ同盟成立以來、ドイツと提携してをり、またチェッコ問題の時に、ヒトラー總統が特に指摘した獨逸の友好關係を裏切るものとして、各方面に大きな反響を與へた。

しかし、これに關してポーランド政府は獨逸に對して、獨逸に對する裏切りでない旨の諒解を求めたと傳へられてをり、また、日本に對しても、十一月二十九日、東京駐劄のポーランド公使から諒解を求めたのであつた。

要するにこのソ波聲明は、ソ聯邦の外交的孤立打開工作の現はれであるとの見方が有力ではあるが、何れにせよ、注目すべき事實であらう。

また一方、フランスに於ては、十一月三十日を期して全國一齊に總罷業が行はれた。グラディエ内閣の強硬な彈壓によつて、罷業は一日にして失敗に歸したのであつたが、この總罷業は、共産黨及び社會黨によつて指導され、總同盟によつて決行されたもので、即ち人民戦線派がグラディエ内閣の決戦であつた。

去る四月にグラディエ内閣が成立して以來、共産黨及び社會黨は、四十時間労働制改訂を含む財政建直し法案を提議して、グラディエ内閣と對立してゐたのであつたが、更にチェッコ問題が勃發したのに際して、共産黨及び社會黨は戦争を賭してチェッコを援助することに躍起となつてゐたが、遂にミンヘン會議によつて解決を見たので、グラディエ内閣のドイツとの妥協を痛烈に非難したのであつた。

こゝに於てグラディエ首相も、十月二十九日のマルセイユに於ける急進社會黨の大會に於て、人民戦線派の態度を痛撃するに至り、愈々兩者の對立は激化し、遂に、十一月十二日、財政緊急令が公布されるに及んで、人民戦線派は總罷業を以て威嚇し、グラディエ内閣の辭職を迫つたのであつたが、グラディエ内閣は、斷乎として總罷業彈壓の強硬態度を以て、人民戦線派の挑戰に應じた。

かくて、總罷業は全く失敗に歸し、國民の支持がグラディエ内閣にあることが證明されて、人民戦線派は完全に敗北し、愈々没落することゝなつたのである。従つて、人民戦線派によつて支持されて來たソ佛同盟もこゝに共に没落し、今後のフランスは、グラディエ内閣の指導の下に、軍備の擴張充實に邁進することになるのであらう。

### 最近公布の法令

#### 内閣官房總務課

- ◇賞勳局官制中改正ノ件 (十一月九日公布勅令第七百九號)
- ◇東京帝國大學官制中改正ノ件 (十一月九日公布勅令第七百十號)
- ◇大正八年勅令第十四號東京帝國大學各學部ニ於ケル講座ニ關スル件中改正ノ件 (十一月九日公布勅令第七百十一號)
- ◇航空研究所官制中改正ノ件 (十一月九日公布勅令第七百十二號)
- ◇金屬材料研究所官制中改正ノ件 (十一月九日公布勅令第七百十三號)
- ◇朝鮮總督府内臨時職員設置制中改正ノ件 (十一月九日公布勅令第七百十四號)
- ◇朝鮮總督府鐵道局官制中改正ノ件 (十一月九日公布勅令第七百十五號)
- ◇朝鮮道立醫院官制中改正ノ件 (十一月九日公布勅令第七百十六號)
- ◇關東州地方待遇職員令中改正ノ件 (十一月九日公布勅令第七百十七號)
- ◇關東衛生試驗所新設に伴ひ衛生技師三人、衛生技手五人を増員したものである。
- ◇陸軍服制中改正ノ件 (十一月九日公布勅令第七百十八號)
- ◇陸軍航空關係學校令の制定に伴つて、陸軍服制表中航空關係學校生徒名に改正を加へ、又陸軍通信學校令の改正に伴つて、その兵科を決定し得ざるものの服制につき、若干の規定(肩章ニ緋絨ノ玉綴ヲ附ス)を設けたものである。
- ◇關東通信官署官制中改正ノ件 (十一月十二日公布勅令第七百十九號)
- ◇海軍給與令中改正ノ件 (十一月十五日公布勅令第七百二十號)
- ◇獨立艦隊司令官、要港部司令官及び旅順要港部司令官は親補せられることとなり、又その地位に鑑み、中將にしてこれ等の職にあるものの俸給を、中將にして艦隊司令官の職にあるもの等と同様に増額したものである。
- ◇畜産試験場官制中改正ノ件 (十一月十九日公布勅令第七百二十一號)
- ◇昭和十三年勅令第四百五十一號職業紹介所ニ臨時職員増置ノ件中改正ノ件 (十一月十九日公布勅令第七百二十二號)
- ◇職業紹介所に於て國民登録制及び従業者の雇入規制等の事務を急進實施することとなつたので、その準備のため昭和十四年設置決定の職業紹介所を繰上増設の必要があるため、職業主事補を増員したものである。
- ◇樺太廳内臨時職員設置制中改正ノ件 (十一月十九日公布勅令第七百二十三號)
- ◇石油資源開發法ヲ總論ニ施行スルノ件 (十一月十九日公布勅令第七百二十四號)
- ◇石油資源の計畫的且合理的の石油開發を期するため石油資源開發法を臨時に施行することとしたもので、昭和十三年十二月一日より施行せられた。
- ◇稅務審官制中改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百二十五號)
- ◇神奈川縣橋本郡の區域が川崎市に編入せられたのに伴つて稅務

署の管轄区域に改正を加へたものである。  
 ◇海軍兵學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百二十六号) 海軍航空科及び整備科の准士官及び一等下士官の教育は、海軍練習航空隊に於て行ふこととなつたので、これに關する海軍兵學校令中従来の規定を削除したもので十一月一日から施行せられた。

海軍機關學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百二十七号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百二十八号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百二十九号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百三十号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百三十一号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百三十二号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百三十三号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百三十四号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百三十五号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百三十六号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百三十七号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百三十八号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百三十九号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百四十号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百四十一号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百四十二号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百四十三号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百四十四号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百四十五号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百四十六号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百四十七号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百四十八号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百四十九号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百五十号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百五十一号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百五十二号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百五十三号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百五十四号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百五十五号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百五十六号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百五十七号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百五十八号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百五十九号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百六十号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百六十一号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百六十二号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百六十三号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百六十四号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百六十五号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百六十六号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百六十七号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百六十八号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百六十九号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百七十号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百七十一号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百七十二号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百七十三号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百七十四号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百七十五号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百七十六号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百七十七号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百七十八号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百七十九号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百八十号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百八十一号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百八十二号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百八十三号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百八十四号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百八十五号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百八十六号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百八十七号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百八十八号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百八十九号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百九十号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百九十一号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百九十二号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百九十三号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百九十四号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百九十五号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百九十六号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百九十七号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百九十八号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百九十九号) 海軍工機恩校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百八十号)

海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百二十九号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百三十号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百三十一号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百三十二号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百三十三号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百三十四号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百三十五号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百三十六号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百三十七号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百三十八号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百三十九号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百四十号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百四十一号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百四十二号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百四十三号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百四十四号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百四十五号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百四十六号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百四十七号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百四十八号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百四十九号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百五十号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百五十一号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百五十二号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百五十三号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百五十四号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百五十五号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百五十六号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百五十七号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百五十八号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百五十九号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百六十号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百六十一号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百六十二号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百六十三号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百六十四号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百六十五号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百六十六号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百六十七号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百六十八号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百六十九号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百七十号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百七十一号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百七十二号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百七十三号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百七十四号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百七十五号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百七十六号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百七十七号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百七十八号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百七十九号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百八十号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百八十一号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百八十二号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百八十三号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百八十四号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百八十五号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百八十六号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百八十七号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百八十八号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百八十九号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百九十号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百九十一号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百九十二号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百九十三号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百九十四号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百九十五号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百九十六号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百九十七号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百九十八号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百九十九号) 海軍航空學校令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百八十号)

定する海軍人の範圍を擴張し、傷兵保護院官制の改正に依り設置せられた判任官以上の待遇を受ける職員に恩給給與の途を指したものである。  
 ◇石油業法施行令改正ノ件 (十一月二十四日公布勅令第七百三十三号) 本邦現下の石油事情に鑑み、(1)機械油精製工場の發達を促すため輸入石油の精製工場に一定の處理能力を有する機械油専門の工場を單獨に設置することを認め、(2)罐、樽等の容器に入れた比較的少量なる石油の輸入に關しても従来の取扱を改め石油輸入業者の手を經べきことにし、(3)人造石油の輸入業者に對して石油業法に依る保有義務を免除することとする等のため改正を加へたもので昭和十四年一月十八日より施行せられる。

内閣官房撰定 定價四十錢(送料)  
**職員手帖 昭和十四年用**  
 官公吏・軍人・學校職員ノ携帶用トシテ特製  
 皇軍將士ノ慰問品トシテ最適  
 全國週報販賣店にありませう  
 内閣印刷局發行



第四號 十二月十四日發行  
 「週報の友」は「週報」の姉妹篇であり「週報」よりもつと親しみ易く時の問題を解説し、讀者とともに時局を認識してゆかんとする一種の「週報」大衆版である。そこには「週報」にもまれてゐない「讀者の頁」も用意されてゐる。編輯は内閣情報部週報編輯部、發行は内閣印刷局、印刷八頁。  
 第四號の内容は  
 ▼新時代に生きる(巻頭言) ▼時局小言 ▼輿論調査とは(米國人は何を考へてゐるか) ▼支那紙の購買(漢口はいつ閉ぢるか) ▼露滿大戦當時のドイツ國民生活 ▼グラフ頁(ドイツ婦人の防空訓練) ▼愛國行進曲集(混聲) ▼混聲「經濟學」(週報) ▼諸君から ▼讀者便答 ▼週報行より ▼録のポスト  
 ◆定價は「一部二錢(郵税不要)」(週報販賣店にない時は内閣印刷局發行課へ……週報には特異也)

週報最近號主要内容 (十一月十六日)  
 第九號  
 ▼支那共產軍の實情 ▼股原産業労働者の銃後生活刷新運動 ▼岳州攻略戦 ▼敵空軍機滅成る ▼顧維鈞政権の動向 (十一月二十三日)  
 第十號  
 ▼昭和十三年本邦貿易情勢とその對策 ▼青年團運動の新動向 ▼今次事變と我が制海權 ▼各地掃蕩戦 ▼殘敵則滅戦を續行 ▼北樺太石油石炭利權關係邦人壓迫問題 (本號には週報「倍大」の支那軍事編輯局) (及び内外情勢「倍大」を添付した) (十一月三十日)  
 第十一號  
 ▼戦争と食糧 ▼躍進する滿洲地帯 ▼各地掃蕩戦 ▼殘敵則滅戦續く ▼新東亞建設と海軍力 ▼英米通商協定について (十二月七日)  
 第十二號  
 ▼科學動員について ▼北洋漁業問題 ▼時局と簡易保險 ▼列強の軍事航空 ▼廣九線方面の掃蕩戦 ▼掃蕩戦續行 ▼日獨文化協定について

注意	御達	所	申	定	部
▲本誌より贈物の場合は必ず「週報何號より特送」の旨を明記し、且つ右特送を内閣情報部週報編輯部第三課に送付下さい。 ▲本誌記事の無断転載は御断り致します。 ▲最前記事に對する「倍大」を編輯に關しての御意見を週報編輯部宛に知らせ下さい。 ▲週報を他へお送りの場合は「倍大」一紙五錢で送付して下さい。	内閣印刷局發行課 電話九ノ内(三)三五一九 振替東京一九〇〇〇番	全國各地官報販賣所 東都書籍株式會社 東京市神田區錦町一ノ三三 振替東京九三三九〇番	各書店・譯賣店	一部 一ケ年(前金) 二四四十錢 (分四回に依る場合は四回八十錢) 一ケ年分未納送金御希望の方は一紙五錢の割合を以て前金を送へ御申込下さい。	昭和十三年十二月十四日印刷發行 印刷部 東京市神田區永田町 内閣總理大臣官舎内 印刷局 東京市神田區大手町

**經濟戰強調週刊**  
**託信期長・設建期長**



國債の消化  
 生産力擴充

信託を通して  
 資金の供給を  
 致しませう

金額 五百圓以上

**関西信託**

大阪 東京 京都 名古屋

**支那事變國債**



郵便局出售

二十二年三月三十日

郵便局のほかに券田千円で券田十  
 円以上買取ると郵便局は債權の出

露光量違いにより重複撮影

**經濟戰強調週間**  
**託信期長・設建期長**



國債の消化  
 生産力擴充

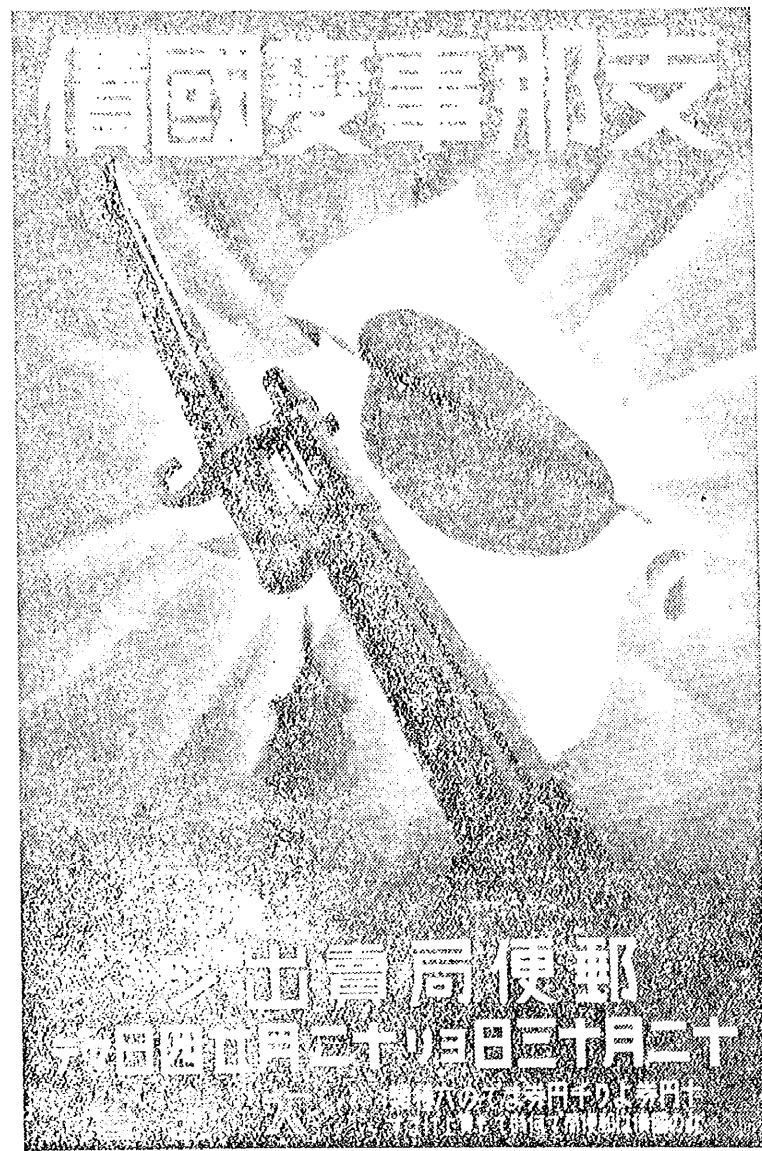
信託を通して  
 資金の供給を  
 致しませう

金額 五百圓以上

**関西信託**

大阪 東京 名古屋

**支那事變國債**



郵便局出售

二十日三月二十年二十

東京 大阪 名古屋 京都 神戶 横濱 仙台 札幌 函館 旭川 釧路 青森 秋田 山形 福島 茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟 富山 石川 福井 山梨 長野 岐阜 愛知 三重 滋賀 京都 大阪 兵庫 和歌山 奈良 徳島 香川 高松 岡山 広島 山口 徳島 香川 高松 岡山 広島 山口

露光量違いにより重複撮影



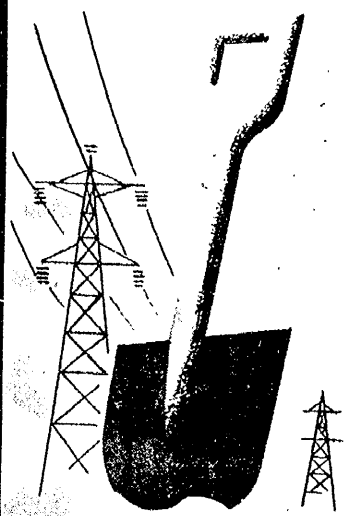
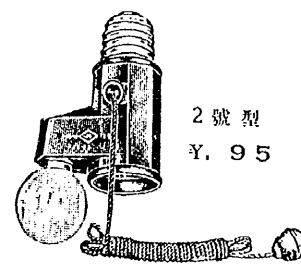
週

報

昭和十一年十月十四日 第三種郵便物認可  
（毎週一回水曜日発行）

● 内閣印刷局印刷發行

**ナショナル** 戦はこれからだ！  
無駄を省いて 長期建設

2 號 型  
¥. 95

他に1號型、3號型が御座います。……  
（御求めの際は是非ナショナル國民ソケットと御指名下さい。……）

家庭電氣の節約に

**ナショナル**  
**國民ソケット**

◆ 松下電器株式會社

（判[A5]格規定國はさ大の書本）